平成２１年（フ）第３４０号
茨城県つくば市小野崎320番地６
債務者　髙田　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３号
茨城県潮来市日の出１丁目25番地３　県営浪逆アパート７―101
債務者　渡部　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５４号
茨城県潮来市日の出１丁目25番地３　県営浪逆アパート７―101
債務者　渡部優美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５６号
茨城県神栖市深芝670番地３
債務者　菅原　達也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６８号
茨城県神栖市波崎9420番地34　豊ヶ崎住宅Ｂ―105
債務者　野口　女美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７３号
茨城県行方市玉造甲328番地１松本住宅３号
債務者　平良トシミツ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７４号
茨城県鹿嶋市鉢形1385番地23富ハイツＡ―205
債務者　佐藤　康広
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７５号
茨城県鹿嶋市平井389番地１
債務者　秋田貴代美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７６号
茨城県神栖市木崎777番地27
債務者　高岡　由美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１８１号
茨城県行方市小貫1028番地
債務者　仲居　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５９号
岐阜県可児市星見台１丁目49番地
債務者　近藤　由美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１５３号
三重県鈴鹿市石薬師町173番地の11、前住所三重県鈴鹿市小岐須町408番地
債務者　沼沢　正子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１４号
三重県津市河芸町千里ケ丘73番地６　Ｒ８―202
債務者　市川　和恵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６５号
三重県伊賀市阿保754番地の６、前住所三重県伊賀市桐ケ丘５丁目353番地
債務者　大村　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１４９２号
京都市南区東九条上御霊町58番地８　エステムコート京都駅前ＫＯＴＯ502号室
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６２号
京都市南区東九条東御霊町58番地
債務者　中山勇こと　姜　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６１号
京都市南区吉祥院新田弐ノ段町110番地１
債務者　西平　真希
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８１号
京都市西京区桂河田町137番地　セジュールすみよし101号室
債務者　野村麻佐美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係